

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先や申告年分などを書いてください。
○には「4」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー(個人番号)、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 1、大正 2
昭和 3、平成 4
令和 5

※ 住所地以外の居所・事業所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「5」と書き、令和5年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。

山林所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。

あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書第一表(上部)

令和5年2月16日 令和04年分の所得及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 〒XXXX-XXXX 個人番号 XXX-XX-XXXX 生年月日 340.11.09

現在の住所又は居所・事業所等 Y市〇〇町1-10 フリガナ オオサカ タロウ 氏名 大阪 太郎

職業 会社員 専業主婦の氏名 本人 電話番号 XXX-XX-XXXX

申告の種類 青色申告 国出損失修正の特典の表示 整理番号

収入金額等 所得金額等

収入金額等	所得金額等
給与・賞与 6700000	課税される所得金額 6700000
公的年金等 4930000	課税される所得金額 4930000
雑所得 0	課税される所得金額 0
合計 11630000	課税される所得金額 11630000

税 金 の 算 算

税 金 の 算 算
配当控除 000
政治等寄附金等特別控除 000
住宅耐震改修特別控除等 000
災害減免額 000
再索引所得税額(基準所得税額) 000
復興特別所得税額 000
外国税額控除等 000
源泉徴収税額 000
申告納税額 000
予定納税額(第1期分・第2期分) 000
修正前の第3期分の税額(還付の場合は0を記載) 000
第3期分の税額の増加額 000
公的年金等以外の合計所得金額 000
配偶者の合計所得金額 000
専従者給与(控除)額の合計額 000

第三表(12ページ)

収入金額等 所得金額等

該当する各種所得の収入金額等と所得金額等を書いてください。
なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。
この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。
書き方については、7ページで説明しています。

給与所得

給与所得の金額は、23ページの「3 給与所得金額の計算表」で求めることができます。
なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(23ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 Y市〇〇町1-10 氏名 オオサカ タロウ 大阪 太郎

給与・賞与 6700000 給与所得控除 4930000 所得控除の合計額 1540000 源泉徴収税額 255700

(源泉)控除対象配偶者の有無等 配偶者(特別) 控除の額 380000 特定 控除の額 000 控除の額 000 控除の額 000 控除の額 000

社会保険料等の金額 580000 生命保険料の控除額 50000 地震保険料の控除額 50000 住宅借入金等特別控除の額 000

支払者 F市△△町7-3-14 株式会社 ○○商事

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要です。忘れずにお持ちください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「⑦雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、「所得金額等」の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

合計所得金額にご注意ください。

9ページで作成する第一表の「所得から差し引かれる金額」(所得控除額)は、あなたの令和4年分の合計所得金額に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。

合計所得金額とは、左記第一表の「所得金額等」⑫合計欄の金額に申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

この事例の場合の合計所得金額については、10ページを参照してください。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

- **社会保険料控除等に関する事項など**
第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。
この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。
なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のものを除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください。)

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料**の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、**地震保険料と旧長期損害保険料**の別に、その合計額を書きます。

申告書第二表

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所 Y市〇〇町1-10

氏名 オオサカ タロウ

整理番号 FA2302

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
給与	6,700,000		255,700
給料			
株主優待			
雑所得			
合計			255,700

⑭ 源泉徴収額の合計額 255,700

⑮ 社会保険料控除

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
社会保険料		
健康保険料		
国民健康保険料		
介護保険料		
後期高齢者医療保険料		
国民年金保険料		
厚生年金保険料		
企業年金保険料		
確定拠出年金保険料		
確定給付企業年金保険料		
新(旧)生命保険料		
新(旧)個人年金保険料		
介護医療保険料		
地震保険料		
旧長期損害保険料		

⑯ 生命保険料控除

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
新(旧)生命保険料		
新(旧)個人年金保険料		
介護医療保険料		

⑰ 地震保険料控除

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
地震保険料		
旧長期損害保険料		

⑱ 雑所得

所得の種類	収入金額	必要経費等	所得金額
雑所得			

⑲ 雑所得の合計額

⑳ 雑所得の合計額

この事例では、あなた(山林を伐採して売却された方)の**合計所得金額(7、10ページ参照)が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(9ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。**
詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「**特別徴収**」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「**自分で納付**」の□に○を記入してください。

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- **所得から差し引かれる金額** は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

申告書第一表(左下部)

所得から差し引かれる金額	金額
社会保険料控除	580,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	500,000
地震保険料控除	500,000
寡婦・ひとり親控除	
勤労学生・障害者控除	
配偶者(特別)控除	
基礎控除	480,000
⑬から⑳までの計	1,160,000
雑損控除	
医療費控除	
寄附金控除	
合計	1,160,000

この事例では、山林を伐採して売却された方の**合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。**

第三表⑳欄へ(12ページ)

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	住所	給与	賞与	合計	源泉徴収額
オオサカ タロウ	Y市〇〇町1-10	6,700,000	4,930,000	11,630,000	255,700

⑬ 社会保険料等 580,000

⑮ 生命保険料等 500,000

⑯ 地震保険料等 500,000

⑰ 雑所得 380,000

⑱ 雑所得の合計額 380,000

⑲ 雑所得の合計額 380,000

⑬ 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に**年末調整**により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「**給与所得の源泉徴収票**」から上のように入力することができます。
※ ⑬欄から⑲欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑲欄の記載を省略し、⑲欄に「**給与所得の源泉徴収票**」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

⑳ 配偶者(特別)控除

- あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和4年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。
- あなたの令和4年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
 - 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
 - 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
 - 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。
 - 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

㉓ 扶養控除

- あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。
- 「**控除対象扶養親族**」とは、扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)をいいます。
 - 「**特定扶養親族**」とは、控除対象扶養親族のうち、平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
 - 「**老人扶養親族**」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
 - 「**同居老親等**」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

【扶養控除額】

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

㉔ 基礎控除

- あなたの令和4年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。
- あなたの令和4年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額		控除額
2,400万円以下		48万円
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円
2,500万円超		0円(適用なし)

⑤ 第三表の山林の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。

なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和 04 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2401

住所 〇〇市〇〇町1-10
氏名 オオサカ タロウ 太郎

収入金額 (単位は円)

短期譲渡	一般分	①	
長期譲渡	一般分	②	
長期譲渡	特定分	③	
長期譲渡	軽減分	④	
一般株式等の譲渡	⑤		
上場株式等の譲渡	⑥		
上場株式等の配当等	⑦		
先物取引	⑧		
山林	⑨	25000000	
退職	⑩		

所得金額 (単位は円)

短期譲渡	一般分	⑪	
長期譲渡	一般分	⑫	
長期譲渡	特定分	⑬	
長期譲渡	軽減分	⑭	
一般株式等の譲渡	⑮		
上場株式等の譲渡	⑯		
上場株式等の配当等	⑰		
先物取引	⑱		
山林	⑲	7820000	
退職	⑳		

税金の計算

① 対応分	② 対応分	③ 対応分	④ 対応分	⑤ 対応分	⑥ 対応分	⑦ 対応分	⑧ 対応分	⑨ 対応分	⑩ 対応分	⑪ 対応分	⑫ 対応分	⑬ 対応分	⑭ 対応分	⑮ 対応分	⑯ 対応分	⑰ 対応分	⑱ 対応分	⑲ 対応分	⑳ 対応分
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

○ 第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出し

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

所得金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑲山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。

なお、この山林所得の金額が赤字の場合には、他の各種所得の金額(土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。)の黒字からその赤字を控除することができます(損益通算)。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

また、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を使用して計算することもできます。

合計所得金額 (7 ページ参照)

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイとロの合計額です。

イ 第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑲山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の所得金額「⑲山林」欄の金額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。

(イの金額) (ロの金額) (合計所得金額)
4,930,000円 + 7,820,000円 = 12,750,000円

山林所得収支内訳書(計算明細書)

譲渡者 〇〇市〇〇町1-10 氏名 (フリガナ) オオサカ タロウ 太郎 電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇

譲渡者 〇〇市〇〇町1-10 氏名 (フリガナ) オオサカ タロウ 太郎 電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇

譲渡した山林の明細

特例適用条文	合 計	内 訳
山林の所在地番		措法 30 条
面積	3.2	皆伐・間伐
樹種	杉	皆伐・間伐
樹齢	60	皆伐・間伐
本数	80	皆伐・間伐
譲渡した山林の明細		皆伐・間伐
住所又は所在地	〇〇市〇〇町××1-2-3	皆伐・間伐
氏名又は名称	〇〇製材(株)	皆伐・間伐
譲渡した年月日	R4 年 11 月 10 日	皆伐・間伐
譲渡山林を植林・購入した時期		皆伐・間伐
譲渡価額の総額(収入金額)	① 25,000,000円	25,000,000円
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	② 8,360,000円	8,360,000円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③	
計(②+③)	④ 8,360,000円	8,360,000円
差 引 (① - ④)	⑤ 16,640,000円	16,640,000円
概算経費率の適用を受ける場合(⑤×50%)	⑥ 8,320,000円	8,320,000円
植林費、取得に要した経費	⑦	
管理費その他の育成費用	⑧	
③以外の専従者控除額	⑨	
計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑪	
必要経費 ④+⑥又は⑩+⑪	⑫ 16,680,000円	16,680,000円
森林計画特別控除(注1)	⑬	
収入金額基準額(⑫×20%)	⑭	
所得基準額(⑫×50%-⑩)	⑮	
⑬と⑮のうち低い方の金額	⑯	
差 引 (⑫-⑯又は⑬)	⑰ 8,320,000円	8,320,000円
特別控除額	⑱ 500,000円	
山林所得金額	⑲ B 7,820,000円	

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A 4統一)
(平成28年分以降適用)

